

市民税・県民税申告に当たっての重要なお知らせ

社会保障・税番号（マイナンバー）制度の導入により、市民税・県民税申告書の提出の際には、
「マイナンバー（個人番号）の記載」及び「本人確認書類の提示」が必要です。

【本人確認について】

市民税・県民税申告書を提出される際は、なりすまし防止と厳格な本人確認をする必要があるため、記載された個人番号が正しい番号であることの「番号確認」書類と「身元確認」書類の提示をお願いいたします。

また、代理で申告する場合は、代理人の「身元確認」書類と申告者の「番号確認」書類の提示が必要です。

1 提出者別の必要書類

(1) 本人が窓口に提出するとき

「番号確認」書類 + 「身元確認」書類

(2) 代理人が窓口に提出するとき

申告者の「番号確認」書類 + 代理人の「身元確認」書類

(3) 郵送で提出するとき

申告者の「番号確認」書類 + 申告者の「身元確認」書類

※ (2)又は(3)の場合は上記書類の写しを本書裏面に貼付の上、提出してください。

2 上記1を確認するための具体的書類

(1) 番号確認（本人のマイナンバーを確認できる書類）

①マイナンバーカード ②通知カード（※） ③個人番号が記載された住民票 のうち1点

※ 通知カードは、氏名、住所等が、住民票の記載内容と一致している場合に限ります。

(2) 身元確認（記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類）

ア 顔写真付き身分証明書（次のいずれか1点）

①マイナンバーカード ②運転免許証 ③パスポート
④在留カード ⑤特別永住者証明書 ⑥身体障害者手帳 等

イ アが確認できない場合（次のいずれか2点）

①資格確認書 ②介護保険被保険者証 ③年金手帳 等

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードだけで本人確認（番号確認及び身元確認）が可能です。

※裏面は添付書類台紙です。

令和8年度 市民税・県民税申告書 添付書類台紙

のりしろ

源泉徴収票

のりしろ

源泉徴収票

のりしろ

各種保険料控除関係書類等 (原本)

のりしろ

各種保険料控除関係書類等 (原本)

のりしろ

各種保険料控除関係書類等 (原本)

のりしろ

各種保険料控除関係書類等 (原本)

のりしろ

番号確認書類 (写) ※郵送又は代理人による提出の場合

のりしろ

身元確認書類 (写) ※郵送又は代理人による提出の場合

市民税・県民税申告書を郵送で提出される方は、源泉徴収票（写し可）や各種保険料控除関係書類（原本）をこの台紙に貼ってください。

また、表面の「市民税・県民税申告に当たっての重要なお知らせ」に記載のとおり、申告者の「番号確認」書類と「身元確認」書類の写しもこの台紙に貼ってください。

なお、電子申告にはこの台紙は使用できません。添付書類も電子で御提出ください。

区分	申告者の「番号確認」書類	申告者の「身元確認」書類
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード（表裏両面の写しが必要）	
マイナンバーカードをお持ちでない方	通知カード 又は 個人番号が記載された住民票	<u>左記に加えて</u> 表面2の(2)